

e-Taxを利用するには、住基カードが必要です

～手続きはお早めに～

e-Taxとは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して確定申告の手続きができるシステムです。初回利用時に限り、最高5,000円の所得税控除が受けられます。

e-Taxを利用するには、電子証明書が格納された住基カードが必要です。

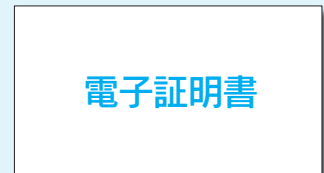
電子証明書が
格納された
住基カードとは・・・

①住基カードを取得します

②住基カードの中に
電子証明書を発行(格納)します



+



※①②それぞれについて、申請・手続きが必要です

『住基カード+電子証明書』を取得するには？

まず、本庁・市民生活課または、各支所・市民サービス課で申請してください。

◇顔写真付き公的身分証明書(運転免許証など)をお持ちの人は、即日交付できます。(本庁のみ)

◇顔写真付き公的身分証明書(運転免許証など)をお持ちでない人や、代理人が申請する場合、各支所で申請する場合は即日交付できません。

(必要書類などが異なります。事前に問い合わせください)

◇住基カードの発行手数料は無料です(新規のみ)。電子証明書の発行手数料は500円です。

お早めに! 確定申告時期は申請が集中します!手続きはお早めをお願いします!

確定申告時期は申請が集中することが予想されます。また、『住基カードと電子証明書』の交付には若干時間がかかります。余裕を持って窓口へお越しください。

更に! 住基カードには他にも便利なサービスがあります!!

特に2月と3月が
混雑するよ!

便利① 公的な身分証明書として利用できます(顔写真付き住基カードのみ)。

便利② 証明書自動交付機で、住民票などの証明書を取ることができます。

便利③ 全国の市町村で住民票(本籍省略)を取ることができます。



問い合わせ

住基カード、電子証明書について

本庁 市民生活課

☎40-7081 FAX28-9188

確定申告・e-Tax(電子申告)について 佐賀税務署

☎32-7511

佐賀税務署へ電話で問い合わせる際は、自動音声の案内に従い「税務署にご用の方(2番)」を選択してください。

問い合わせ

〒840-8501
佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所
資産税課 償却資産担当

☎40-7073
FAX25-5408

※郵送も可

所 市民サービス課
副、東与賀、久保田の各支
諸富、大和、富士、三瀬、川
課(本庁5階)

■提出先/本庁 資産税
課

■提出期限/2月1日(月)

また、平成20年税制改正
により、耐用年数省令が改
正されていますので、特に
2種(機械および装置)の耐
用年数をご確認ください。

問合わせください。

申告書は平成21年12月中
旬に発送していますので、
申告用紙が届いていない人
や不明な点がある人は、お

をお願いします。

は「償却資産申告書」の提出
をお願いします。

平成22年1月1日現在
で、佐賀市内に事業用の償
却資産を所有されている人

事業主の皆さんへ
1月は償却資産の
申告月間です